

第23期第32回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和元年11月22日(金曜日) 16:00～16:50

(2) 会議の場所 ユアーズ2階 白鷺の間

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第7番	高橋眞次
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員

4人

農業委員	第2番	石山敏夫
推進委員	第8番	宇野賀津美
推進委員	第13番	飯尾象司
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農政 係 長	谷 口 恭 子	主 事	池 田 有 里

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 令和元年度農業委員会業務報告及びその他について



16時00分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人・推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。この間までそんなに寒くもなく、熱くもない気候だと言われておりましたが、この最近冷え込み始め、昨日初冠雪したということで、山に雪がかかっており今日は非常に寒く感じます。皆様方これから12月になり年末までいろいろお忙しいと思いますが、また、1月になりますと農地基本台帳調査等も控えておりますので体調管理には十分気を付けられましてご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから第32回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号となっております。その後、令和元年度農業委員会業務報告及びその他となっております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において近藤 美喜男委員と小野 春雄委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。議案中、第1号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。議案第1号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第1号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。2ページをお開きください。

188番、宇高町三丁目、田2筆、譲受人は、(1-1)さん。内容は、建売住宅(2戸) 117.48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。以上、188番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、188番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

3ページをご覧ください。参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

それでは、次に報告事項に移ります。令和元年度（平成31年度）新居浜市農業委員会業務報告をいたします。

総会資料の1ページをお開きください。

平成31年4月から、本日までの業務について報告いたします。

まず、（1）会長報告、アの会議の出席状況につきましては、4月10日から11日にかけて、委員先進地視察研修で滋賀県高島市、京都府京丹波町を視察し、委員18名が参加いたしました。

定例常設審議委員会が、毎月開催されており、それぞれ東京第一ホテル松山で開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

また、9月11日には、令和元年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会が西条市農協会館で開催され、委員18名が参加いたしました。

その他の会議の出席状況につきましては、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を、7月5日に開催いたしました。

次に、2ページから4ページには、（2）総会及び農政関係の開催状況、（3）農地関係の開催状況を記載しておりますが、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、5ページのイの農地の権利移転・設定状況、6ページの、ウの農地の転用取扱状況につきましても、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明につきましては1件でした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、農地法適用除外証明0件、転用確認書交付証明33件、農業用施設証明16件、競売適格証明0件、その他諸証明23件でした。

最後に、カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。以上で、農業委員会業務報告を終わります。

次に、その他（１）令和２年行事予定について、事務局から説明をお願いします。

池田主事

２０２０年行事予定について説明いたします。資料７ページ、２０２０年行事予定表をご覧ください。２０２０年の１年間の総会の開催日、開催場所の予定でございます。場所については、流動的でございますが、この日程で開催いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

藤田会長

令和２年の農業委員会における会の開催予定に関しまして何かご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ご質問がないようですので、次に（２）農地基本台帳調査について、事務局から説明をお願いします。

近藤事務局次長

農地基本台帳調査について説明させていただきます。

資料の９ページをご覧ください。農地基本台帳は、農業委員会で整備することが法定化されておりますので、本年度も昨年と同じ方法により、農地基本台帳調査を実施していただきますようお願いいたします。

昨年、委員の皆様から、調査をしていただいていたの改善点等ご指摘をいただいておりますが、申請書様式につきましては、来年度には、「全国農地ナビ」のシステムに移行する予定となっておりますので、農地基本台帳調査についても変更が予想されます。そのため、申し訳ありませんが、本年度は、従来の様式で、調査をお願いしたいと思っておりますので、ご了承ください。

なお、申請書の変更点が３点あります。

１点目は、（申請者代表）の住所の上に、提出年月日を加えております。調査日の記入をお願いします。

２点目は、１「耕作面積と経営意向及び後継者について

というところで、(2) 現在耕作されている農地における5年後の状況についての項目を追加しております。これは、「人・農地プラン」の実質化のための「アンケート」として活用できるよう経営の意向に合わせ、後継者について追加しています。このアンケート結果を、今後の地域での話し合いのための資料とするための追加項目になります。

5年後の状況について、①そのまま自分が耕作、②自分以外の親族が耕作、③ ②以外の農業者が耕作、④後継者のメドがついていない、のどれかに○を付けてください。分からないという農家の方は④になると思います。

なお、この申請書で、項目に当てはまらないことがあれば、申請書の空いたところに書き込んでいただいても問題ありません。よろしくお願いします。

3点目は、申請書の裏面の印刷の向きですが、資料9ページ、10ページ、記載例の11ページ、12ページとも、昨年と同じ向きで裏面を印刷しておりますが、委員さんから調査時にめくった時に逆になるため不都合があるとのご意見がありましたので、今回は上下逆に印刷して、めくった時に内容がつながるようにいたします。

他の項目につきましては、昨年と同じですので、具体的な説明は省略させていただきます。11ページと12ページが記載例です。

それでは資料13ページ、「令和元年度農地基本台帳調査について(依頼)」をご覧ください。中ほどに太字で印刷している、調査要領のところをご覧ください。

まず、1の対象者ですが(1)新居浜市に住所を有する人(2)年齢20歳以上の人(平成12年1月1日までに生まれた人)(3)10アール以上の農地を所有又は耕作する人、この条件に該当する人となります。

次に、2申請書につきましては、12月上旬に、事務局から委員さんのご自宅へお届けする予定です。

調査していただく調査区につきましても、15、16ページに調査区一覧表を添付しております。昨年と同じです。

次に、3提出期限等についても例年のとおり、2月5日の総会を一応の区切りとさせていただき、契約書の契約期間は、若干の余裕をみて、2月15日とさせていただきたいと考えております。

申請書は、令和元年12月1日現在の状況を打ち出す予定としております。昨年の調査結果もあらかじめ打ち出されておりますので、変更のある部分を訂正していただくことが調査の基本となります。農家の方から、令和2年1月1日現在の状況を聞き取り、それらを申請書に記入していただきます。

また、9ページに戻りますが、1の「耕作面積」の欄に記載されている面積は、申請書を打ち出しました時に農地台帳に記載されている耕作面積です。平成31年1月1日の固定資産税課のデータが基本ですので、今年中の相続などで相違がある場合もあります。変更がある場合には面積の修正をお願いします。また、令和元年中に所有権移転や転用等で、面積に増減があったもので、事務局において把握しているものについては、面積は修正更新しております。

なお、昨年の調査で「表札がないため住所が特定できない」「調査拒否された」「高齢の為調査に対応できない」等の理由で事務局から郵送で調査を行った方については、本年度も郵送で対応したいと思います。他に郵送にしたほうが良い方などありましたら、ご連絡ください。

次に、注意点についてご説明いたします。

資料14ページをご覧ください。

調査は新居浜市農業委員会の独自のもので、特に個人情報に関することをございますので、慎重にお取扱いくださいますようお願いいたします。この調査を拒否され

でも農業台帳から抹消されることはありません。ただし、今後、農地ナビや中間管理機構の関係もありますことから、できればご協力いただけるようお伝えいただけたらと思います。また申請人に記載内容を十分に確認いただいた上で、ご提出くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、委託契約の説明に移ります。これも昨年と同じです。資料17ページ業務委託契約書（案）をご覧ください。委員さんご本人とは契約できません。そこで、ご家族の方お1人と契約させていただき、委員さんはその補助者という形で届出していただくようになります。

また、委託契約を結ぶこととなりますので、調査員の方には、委託料として調査いただいた申請書1枚につき240円をお支払いする予定です。調査員の方及びお支払い口座につきましては昨年同様で考えておりますが、変更等がある場合はご連絡ください。

なお、委託契約書を作成いたしますので、それに必要な収入印紙代200円を12月の報酬から引き去りさせていただきますことをご了承ください。委託契約書は、申請書と一緒に持ちいたします。あわせて調査時に使用する「不在連絡票」も同封いたします。

委員の皆様には年末年始のお忙しい時期とは思いますが、例年の法定調査でございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上をもちまして農地基本台帳調査についての説明を終らせていただきます。

藤田会長

農地基本台帳調査について、何かご質問がございましたら、よろしくお願いたします。近藤委員。

近藤委員

申請書の内容で、5年後の状況でいいですか。

藤田会長

5年後なら皆様方も状況がよめるかと、10年後は我々もですけど本人を含めて分からないというのが現状じゃないかと思えます。他にございませんか。

はい、藤田（健）委員。

- 藤田（健）委員** 提出日は、事務局へ提出した日付ですか、それとも調査した、聞き取りをした日ですか。
- 藤田会長** 調査日でいいです。1月1日現在というようなことなのですが、なるべくその方がいいのですが、皆様熱心に早くにされる方もおいでるので、提出日についてはその辺にしておく方がよいのではないかと思います。
- 藤田（健）委員** 本人の目の前で書きますので、調査をしたその日を書かせていただきたい。提出日ではなく、調査日じゃないとおかしいと思うのですが。提出日は2月5日でもいいので、調査するのは1月1日以降、当人の前で日付を入れる訳ですから、2月5日とは書けないです。調査日の日付を書かせてほしいです。
- 藤田会長** 調査日の日付を書いてください。他にございませんか。
- はい、合田委員。
- 合田委員** 本人の申請書ですから、本人が申請した日でよいのではないのでしょうか。
- 藤田会長** 他にございませんか。今回で3回目の調査ですが、来年度はどう変わるかわかりませんが、余白にその家の思うことを書いていただいて結構ですので、今後の参考にしたいと思います。
- 藤田会長** 他にありませんか。はい、伊藤委員。
- 伊藤委員** 耕作面積は、作っていない人は所有面積ですか。
- 近藤事務局次長** ここに出るのは、所有している面積と貸し借りで実際耕作している面積と足した面積になります。
- 伊藤委員** 現在耕作されている農地における5年後の状況ということで調査するので、現在耕作されていない方もいるでしょう。その場合、書きようがないです、現在耕作しないで管理だけをしているので。
- 藤田事務局** 所有または耕作面積というように訂正いたします。
- 伊藤委員** はい、分かりました。
- 藤田会長** 資産税課から出てくるのは、その家にある所有の面

積であって、その耕作とか経営になってくると3条で利用権の設定をしたりすると全部それに入りますから。それと、よくいわれるのは農家の方が把握していない場合もありますが、農家の方がおっしゃる数字とこちらから出した数字とが合わない場合があると思います。違うだけで終わらすのではなく、何かの機会に調査をしてあげるというのも我々の仕事の一つだと思います。他にございませんか。はい、岡部委員。

岡部委員

毎年聞かれますが、大島の農地はどこか分からない人がいる。畑か水田か分からない。畑が主になると分からない。

藤田会長

それは、所有者が届けにきて確認していただかないと分かりません。農地ですから畑も田も一緒にですから。

岡部委員

調査する側としたら、面積があつてその内畑がどれくらいあるのか、ある程度分かった方が話がしやすい場合がある。特に大島辺り。何軒かあつて毎年聞かれます。

藤田会長

他にございませんか。はい、池田委員。

池田委員

先ほどの確認ですが、耕作面積は所有面積か、耕作面積か。

藤田事務局長

所有面積プラス利用権とか3条で借りている面積を足した面積です。実際に耕作しているか、していないかという面積は把握できていませんので、データ上で所有している面積プラス借りている面積。

池田委員

そうすると、自分が所有している面積が4反あつて4反耕作していなければ0になるのですか。

藤田事務局長

所有している、名義になっているから4反あつたら耕作していなくても所有面積になります。

藤田会長

逆に利用権を設定したら抜けますから減ります。

池田委員

4反あつて4反貸していれば0になるわけですね。わかりにくいですね。

藤田会長

それは、農業委員会の方へ利用権の届出をしている場合はそうですが、届出をしていない場合は分かりにくい。

池田委員

大体分かりました。ありがとうございました。

藤田会長

他にございませんか。はい、近藤委員。

近藤委員

雑種地はこの中に入っているのですか。

藤田会長

雑種地は農地ではないので入っていません。田と畑しか入っておりません。

他にご質問等はございませんか。

(「なし」 の声あり)

藤田会長

次に(3)新居浜市農業委員会農業委員募集要項(案)及び農地利用最適化推進委員募集要項(案)について、事務局から説明をお願いします。

近藤事務局次長

資料23ページからをご覧ください。

令和2年7月19日の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を行います。23ページからが農業委員の募集要項(案)、28ページからが農地利用最適化推進委員の募集要項(案)です。

前回、平成29年に、選挙制度から任命制度に変わり、この募集要項の内容で実施しております。前回と同じ内容です。そして、お知らせしていましたが、農地面積の減少により、農地利用最適化推進委員の定数が15人から14人に、12月市議会で条例を改正する予定です。第8地区の、角野地区が1人減になります。

令和2年3月1日から3月31日が、募集期間になります。3月の市政日より、ホームページ等で広報する予定です。様式等は前回と同じです。

推薦を受ける者及び応募する者の資格は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方で新居浜市に住所を有する方です。認定農業者、女性が委員になれるよう地

域での検討をお願いいたします。以上で募集要項（案）についての説明を終わります。

藤田会長

募集要項について、何かご質問がございましたら、よろしくをお願いいたします。

どうぞ。合田委員。

合田委員

前は資格として過半が認定農業者とか女性を入れるとか書いてありましたが、今回は書いていませんが、従来どおりのルールですか。

近藤事務局次長

募集要項には記載しておりませんが、実際、認定農業者過半数なのですが、新居浜市の場合は4分の1、19人のうち4分の1、認定農業者又はそれに準ずる者が5名です。

合田委員

これだけを見たら応募する資格について触れていないのですが、従来通りの法律のルールでやっていかななくてはならない。どこかに条件を明示してもらって、地域で説明できるようにしてください。

藤田事務局長

募集要項についてはこのかたちですが、説明用の資料として出させていただきます。

合田委員

認定農業者が少ないので、認定農業者に準じる者を土地改良区の理事を入れるなど条例で入れることはできないのですか。

藤田事務局長

農業委員会等に関する法律、施行規則で規定されておりますので、条例で変えることは難しい、説明用の文章を作らせていただきます。

藤田会長

はい、曾我部委員。

曾我部委員

認定農業者になってもメリットがないので、実質今、新居浜では法人を入れて30人、新居浜で農業委員が19人、人数を集めるのは難しいので、今おっしゃったように元認定農業者とかいろんな理由付けができると思うのでそれでよいのではないですか。

藤田会長

条件を募集要項に入れることはできませんので、説明するものを作成します。先程、曾我部委員がおっしゃっ

たように新居浜市は認定農業者が少ない。今回の場合は、元認定農業者であったとか家族とかで人数をクリアしていく。国の方での決まりを広く外してもらわないと新居浜市ではできませんので、そういった中で19人の農業委員を選出して市長が議会の方へ推薦するというところでございます。他にご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

事務局から連絡事項があります。

藤田事務局長

事務局より2点連絡させていただきます。まず1点目、令和元年の11月11日付け愛媛県農業会議より農業委員会組織による「令和元年台風19号等災害義援金」の依頼がございました。自治会等で寄付をされている委員さんもおられるとは存じますが、農業委員会組織として一口千円の協力依頼がありますので、今回親睦会から人数分の寄付をさせていただきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

ありがとうございます。なお、この義援金につきましては所得税法に基く寄付金控除の対象となるそうです。ただ、年間を通して二千元を超えなければならないとか、二千元を引いて残りが対象になるということでございます。もし該当する方がございましたら個別に連絡をいただけたら証明書を発行することができますので、よろしくをお願いいたします。2点目ですが、農林業センサス(農山村地域調査)の協力依頼についてでございます。すでにご自宅に依頼文書が届いている方もおられるとお聞きしました。中四国農政局の方から「2020年農林業センサス農山村地域調査の実施に係る精通者名簿に使用するため、農業委員、農地利用最適化推進委員名簿の提供の依頼がありました。根拠法令や調査の目的から判断し、委員名簿を提供させていただいております。調査協力依頼がありましたら、ご協力をお願いいたします。以上で

す。

藤田会長

以上をもちまして、第32回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

なお、17時15分から隣の鳳凰の間で懇親会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

藤田事務局長

ご起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員